

令和6年度 米谷こども園 重要事項説明書

令和6年2月現在

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人牧羊会
事業者の所在地	宮城県登米市東和町錦織字雷神山22番地22
事業者の連絡先	0220-44-3666
代表者氏名	理事長 天野 享

(2) 利用施設

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	米谷こども園							
所在地	宮城県登米市東和町米谷字石橋26番地1							
電話番号	0220-42-2101 (FAX) 0220-53-2770							
施設長氏名	園長 岩渕 美子							
開設年月日	平成30年4月1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	1人	1人	1人	4人	4人	4人	12人
	2号・3号	4人	6人	8人	9人	11人	12人	50人
	合計	4人	6人	8人	13人	15人	16人	62人
実施する保育事業	幼保連携型認定こども園・延長保育事業・一時預かり事業・障害児保育・地域子育て支援拠点事業							
自己評価の概要	保育教諭の自己点検・保護者アンケートなどを実施し、職員の資質及び保育サービスの向上に努めています。							
第三者評価の概要	未実施							
職員研修の実施状況	職種・経験に基づき、各自のスキルを高めるため、内部研修の実施と外部研修を受講しています。							
嘱託医	【内科医】 上野 正博 (登米市立米谷病院)							
	【歯科医】 佐藤 敬喜 (さとう歯科医院)							
	【薬剤師】 熊坂 勇宏 (TUMUGU薬局)							

(3) 運営方針等

施設の目的	認定こども園法、子ども子育て支援法及び児童福祉法に基づいて義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての0歳～就学前の子どもに対する教育並びに保育(養護と教育)を一体的に行い、その心身の健やかな育成に最もふさわしい環境を提供するものです。
運営の方針	<p>【基本目標】</p> <p>基本的な生活習慣を育て、生きる力の基礎を培うとともに、人への愛・自然を感じる心・自ら考える力を養い、多くの経験を通し、感性・創造性豊かな子どもの育成に努める。</p> <p>【目指す幼児の姿】</p> <p>① 豊かに表現する子ども</p> <p>② 思いやりのある子ども</p> <p>③ たくましい子ども</p>

(4) 施設の概要

敷地	敷地全体	2,336.55 m ²
	園庭	815 m ²
園舎	構造	木造平屋建て
	延べ	786.99 m ²

(5) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	44.71 m ²
調乳室兼医務室	1室	9.93 m ²
保育室	5室	194.98 m ²
遊戯室(ホール)	1室	141.62 m ²
調理室	1室	32.71 m ²
子ども用トイレ	13基	うち男子用7基
冷暖房、蓄熱式床暖房		全園舎

(6) 職員体制

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	人	
主幹保育教諭	1人	1人	人	
保育教諭	16人	13人	3人	
看護師	1人	1人	人	
栄養士	1人	1人	人	
事務員兼調理員	1人	1人	人	
調理員	1人	人	1人	
事務員	1人	人	1人	
嘱託医（内科）	1人	人	1人	
嘱託医（歯科）	1人	人	1人	
嘱託薬剤師	1人	人	1人	

(7) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前8時30分～午後1時30分（4時間）
一時預かり保育事業 （幼稚園I型）	保育時間	朝：午前7時～午前8時30分 夕：午後1時30分～午後7時 土曜：あり 夏季休業中：あり 学年始休業：あり 学年末休業：あり
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	学年始休業（4月1日～入園式の前日）	
	学年末休業（修了式の翌日～3月31日）	
	夏季休業（8月5日～8月18日）	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前 7時00分～午後 6時00分（11時間）
	保育短時間	午前 8時00分～午後 4時00分（8時間）
延長保育 (延長保育料は無料です。)	保育標準時間	朝： 時～ 時 夕：午後 6時～午後 7時
	保育短時間	朝：午前 7時～午前 8時 夕：午後 4時～午後 7時
開園時間	月～金曜日	午前 7時00分～午後 7時00分
	土曜日	午前 7時00分～午後 7時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

（8）利用料等

利用者負担（月額保育料）	3号認定子ども 利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担額 2号認定子ども 無料 1号認定子ども 無料	
利用者負担（一時預かり保育料）	1号認定子ども 3,500円（保育認定を受けた1号認定子どもは、実質無料です。）納付の必要はございません。 ※保育認定を受けた1号認定子どもは、法定代理受領により保護者に代わり、施設が登米市に請求・受領いたしますので、保護者の手続きはございません。	
上乗せ徴収	なし	
給食費	2号認定子ども	月額 4,500円
※事前の給食停止届提出により減額あり	1号認定子ども 一時預かり保育利用無し	月額 4,000円
	一時預かり保育利用有り	月額 4,500円
実費徴収	日本スポーツ振興センター掛け金	全員 200円
	カラー帽子	入園時に1回（2歳児以上） 1,000円程度
	絵本代	2歳児以上 月額 500円程度
	臨時徴収金	必要となる際は、事前にお知らせします。
その他	保護者会費	6月に集金予定 ※保護者会が運営しています。 年額 3,000円程度

(9) 支払方法

- ・利用者負担（月額保育料）・給食費・預かり保育料は、口座振替で本園の指定口座に納入していただきます。（納期：毎月27日）
- ・実費徴収金については、それぞれ別途指定する期日までに本園へ納入していただきます。

(10) 提供する特定教育・保育の内容

○子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(11) 年間行事予定 ※ 様々な状況により変更があります。毎月の園だよりでご確認ください。

月	行事内容
4月	入園式、進級式、お花見
5月	幼年消防クラブ任命式、保育参観、バス遠足、サッカー教室、ALT 英語であそぼ
6月	嘱託医による健康診断（内科、歯科）、東和地区子保小中合同引渡し訓練（仮）、プール開き交通安全教室、サッカー教室、ALT 英語であそぼ、個人面談
7月	七夕会、夏まつり、運動遊びの会、キッズビート体操、ALT 英語であそぼ
8月	プール遊び、プール納会
9月	幼年防火のつどい、ALT 英語であそぼ、運動会
10月	個人面談、嘱託医による健康診断（内科・歯科）、バス遠足、キッズビート体操、サッカー教室、収穫感謝祭（祖父母参観）、総合訓練、ALT 英語であそぼ
11月	りんご狩り、ALT 英語であそぼ、生活発表会
12月	お楽しみクリスマス会、運動遊びの会、ALT 英語であそぼ
1月	運動遊びの会、ALT 英語であそぼ、保育参観、嘱託薬剤師による換気・採光・照度・水質検査
2月	豆まき会、来年度新入園児入園説明会
3月	ひなまつり会、お別れ会、5歳児修了式、4歳児以下修了式、ALT 英語であそぼ
毎月	身体測定、避難訓練、誕生会

(12) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

<p>利用者の内定</p>	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用定員を超える申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行う。 (1) 兄弟姉妹が入園している者は、優先して入園させる。 (2) 園長の面接より、入園が必要と認められる場合は前号の次に優先して入園させる。 (3) その他の者は、先着順により選考し、入園させる。 <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行う利用調整による。
<p>利用決定</p>	<p>利用契約書の締結による</p>
<p>退園理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
<p>利用に当たっての留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登園前に必ず検温や健康状態等の確認を行ってください。 ・熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。 保育中に発熱した場合は、降園のご連絡をします。 ・麻疹（はしか）、百日咳、水疱瘡、耳下腺炎などの感染症にかかった場合は、医師の指示のもと、登園停止期間を経過してから登園させてください。 ・投薬については、本来保護者が服用させることになっていますが、やむを得ず園での服用が必要なときは与薬依頼票と薬剤情報提供書を添えて直接保育教諭に渡してください。 ・家庭でのケガなどについては、発生状況や状態を必ずお知らせください。
<ul style="list-style-type: none"> ・保育中に、ケガや容体の急変などがあった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先順に連絡をし、主治医あるいは嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。 ・保護者や緊急連絡先との連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当施設が責任をもって、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。 	

(13) 非常災害対策

防火管理者	園長 岩渕 美子
消防計画届出年月日	平成30年 4月 1日
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を毎月実施
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・屋内消火栓設備 有 ・誘導灯 有 ・消火器 有 ・ガス漏れ警報器 有
避難場所	<p>第1避難場所 こども園（園庭又はホール）</p> <p>第2避難場所 米谷小学校（校庭又は校舎・体育館）</p> <p>※洪水避難場所 米谷小学校</p>
緊急時の連絡手段	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全に関わる緊急事態が生じた場合の情報伝達をする「連絡メールシステム」に登録をお願いします。 毎月1回テストメールを配信します。（11日に配信予定 ※土日祝日の場合は、次の日に配信します。） ・震度5弱以上の大規模地震が発生した場合は、保護者のお迎えをお願いします。 ・自然災害発生時（集中豪雨や台風等）に警戒レベル3（危険な場所から高齢者等は避難）になった場合は、登米市子育て支援課と協議をして、保護者のお迎えをお願いする場合があります。
不審者対応安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・通用門の施錠とインターホンについて 保育時間中は施錠します。 来園者は、インターホンで確認します。 ・外部より侵入者があった場合 避難…園児と職員の安全確保 通報…110番・米谷小学校・登米市子育て支援課・アルソック 対応…保護者には、緊急メールなどで連絡します。 状況によっては園児引き渡し（登米市子育て支援課の指導を受けて、保護者のお迎えをお願いする場合があります。）

【管轄する消防署】

消防署名	登米消防署
所在地	登米市迫町森字平柳 2 5 番地
電話番号	0 2 2 0 - 2 2 - 0 1 1 9

【管轄する警察署】

警察署名	登米警察署
所在地	登米市登米町寺池目子待井 2 6 5 番地
電話番号	0 2 2 0 - 5 2 - 2 1 2 1

(1 4) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	米谷こども園	園長 岩渕 美子
		主幹保育教諭 佐藤 清美
相談・苦情解決責任者	社会福祉法人牧羊会	理事長 天野 享
第三者委員	住民代表	
	住民代表	
	住民代表	

【要望・苦情等への対応方法】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。 なお、第三者委員へ直接苦情を申し出ることもできます。 ・ 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く。）に報告します。 ・ 苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。 苦情申し出人は、第三者委員の立ち合いや助言を求めることができます。 ・ 解決できない苦情は、宮城県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し出ることができます。
--

(15) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	<u>独立行政法人日本スポーツ振興センター</u>
保険の内容	災害共済制度
保険金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初診から治癒までの医療総額が 500 点 (5,000 円) 以上の場合に対象になります。 ・ 給付額は、医療費総額の 3 割 (自己負担分) に付加給付分の 1 割を加えた額になります。 但し、乳幼児医療助成該当分は対象外のため、医療受給者は 1 割のみの給付になります。 ・ その他見舞金等もあります。

保険の種類	<u>宮城県地域福祉総合補償制度</u>
保険の内容	<p>保育施設賠償責任保険</p> <p>個人情報漏えい保険</p> <p>サービス利用者傷害見舞保険</p>
保険金額	<p>○保育施設賠償責任保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体補償 1 名につき 1 億円、1 事故・保険期間中 7 億円 ・ 財物補償 1 事故・保険期間中 5 0 0 万円 <p>○個人情報漏えい保険 (支払限度額・保険期間中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賠償損害 3, 0 0 0 万円 免責金額 なし ・ 費用損害 1 0 0 万円 免責金額 なし <p>○サービス利用者傷害見舞保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院見舞費用保険金 2 万円～ 2 0 万円 (日数による) ・ 通院見舞費用保険金 3 千円～ 5 万円 (日数による)

(16) 個人情報の取り扱い

・保育を提供するうえで知り得た乳幼児、保護者及び家族の情報を秘密として扱い、次の目的を除き、同意なく第三者への提供はいたしません。

- (1) 乳幼児の保育、健康・安全管理
- (2) 法令に基づく要請
- (3) 保育提供について他の機関との連携
- (4) 個人を特定しない統計データの活用
- (5) 未納額の請求、徴収

(17) 重要事項に対する同意

・本書の内容に対して同意をいただくことで、当施設を利用できます。